

令和3年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和3年10月1日（金）

質問者 日本共産党 宮川 潤 委員

答弁者 水産林務部長、水産局長
林務局長、企画調整担当課長
水産経営課長、水産振興課長
サケ・マス内水面担当課長、林業木材課長
森林計画課長、治山課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 林務行政について</p> <p>(一) 残土、盛土対策規制等について</p> <p>1 法令等による規制について</p> <p>住宅地で残土処理を行う場合は、宅地造成等規制法による規制を受け一方、森林での残土処理の規制は自治体の権限とされている。</p> <p>道内の国有林及び民有林における残土処理の規制はどうなっているのか伺う。</p> <p>2 民有林等における盛土の点検について</p> <p>大規模土石流の起きた静岡県では、条例に基づいて、盛土の総点検を行うとされている。民有林において、盛土の崩壊や、土石流も懸念されるが、どう認識しているのか。道内の国有林及び民有林において、どのように点検を進めるのか伺う。</p> <p>1万5千箇所の子点検ということですから是非遅滞なく進めるように申し上げる。</p> <p>3 今後の取組について</p> <p>森林での残土処分は自治体の権限ということであり、土砂災害防止法における警戒区域の指定も都道府県が指定するという事になっている。</p> <p>熱海の問題を踏まえ、民有林を守り管理する立場から、今後どう取り組んでいくのか伺う。</p>	<p>○ 土岐治山課長</p> <p>森林内の残土処理の規制についてであります。森林内での残土処理については、森林法に基づく保安林制度や林地開発許可制度により、事業者が一定の要件を満たした場合に許可されることが規定されており、水源かん養や土砂流出防止などの役割を担う保安林では、樹木の伐採面積や盛土の高さなどを道が審査し、許可することとされています。</p> <p>また、民有林において、1ヘクタールを超える林地開発を実施し、残土処理を行う場合は、土砂災害の防止などの公益的機能を保全するための防災施設の設置や、一定の割合で森林を残すことなどが事業者にも義務付けられているとともに、国有林内においても、「国有林野の管理経営に関する法律」により同様の要件が規定されております。</p> <p>○ 土岐治山課長</p> <p>民有林等における盛土の点検などについてであります。道では、民有林内の林地開発に伴い、盛土などが発生する場合は、森林法の基準に基づく審査を行っており、土砂の崩壊や流出の防止といった森林が有する公益的機能が適切に保全されるよう、無秩序な開発行為の防止に努めているところであります。</p> <p>また、国有林及び民有林における盛土の点検については、現在、国から都道府県に対して、災害防止に向けた盛土の総点検の依頼があり、国有林を管理する北海道森林管理局との連携のもと、約1万5千箇所の山地災害危険地区などを対象に、許可等の内容や、現地の状況を確認するなど、盛土の点検作業を進めているところであります。</p> <p>○ 岡嶋林務局長</p> <p>今後の取組についてであります。森林は木材の生産はもとより、災害の防止などの機能を有していることから、今後とも、無秩序な開発の防止に努め、産業の振興、安全、安心な暮らしの確保を図ることが必要であります。</p> <p>道としては、引き続き市町村や北海道森林管理局と連携し、年内を目途に盛土の状況把握に努め、災害の危険性を有する盛土が判明した場合は、速やかに事業者に対し関係法令に基づく指導や、必要に応じ行政処分を行うなど、今後とも森林が有する様々な機能の維持と発揮に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(二) 森林吸収源対策について</p> <p>1 吸収源の目標設定について</p> <p>本道議会は、第1回定例会で「気候非常事態宣言に関する決議」を全会一致で可決している。</p> <p>本道の「森林吸収源対策推進計画」では、2030年度、480万二酸化炭素トンの吸収量の確保を目標としている。それだけ二酸化炭素を吸収するためには、どれだけの森林を確保すべきなのか、どれだけなら伐採してもいいのかということを具体的に明らかにすることが必要である。</p> <p>私が、第2回定例会でこのことを質問した際の答弁は、国が算定方法を決めるのを待っているというようなことであった。国は算定方法を決めたのか伺う。</p> <p>国を待っているというだけではなくて、道独自の目標を定めて、どれだけ保全すべきか、どれだけなら伐採しても良いかということを全道に示して、吸収源確保の行動をいち早く開始すべきではないか、所見を伺う。</p> <p>2 間伐の意義について</p> <p>近年の林業については、伐採施業を集約化、大規模化、機械化してコストを下げて、木材生産量を拡大してきたものだとの認識をしている。</p> <p>皆伐した場合に、再造林されなければ、樹木として蓄積した炭素を森からどんどん放出するだけになってしまう。再造林後には間伐などの手入れも必要となるが、間伐をしっかり行う意義について伺う。</p> <p>3 長伐期・多間伐施業について</p> <p>伐採林齢を延長する長伐期施業は、大径木を育て経営の安定に繋がるだけでなく、水源かん養、山地災害防止にもなる。長伐期・多間伐施業のメリット・デメリットを、今後の山のあり方としてどう考えているのか伺う。</p> <p>(三) 木質バイオマスについて</p> <p>1 定義について</p> <p>木質バイオマスについて、FITにおける区分はどのように定義されているのか伺う。</p>	<p>○ 渡邊森林計画課長</p> <p>森林吸収量の目標値についてであります。国では、本年9月に地球温暖化対策計画の改正案を示し、2030年度の森林吸収量の目標値を、現行計画から37%増の約3千800万二酸化炭素トンに設定したところであります。</p> <p>この目標値の内訳は、森林による吸収量が約3千120万二酸化炭素トン、伐採木材製品による固定量が約680万二酸化炭素トンとされておりますが、具体的な算定方法は明らかにされていない状況にあります。</p> <p>このため、道としては、現在見直しを進めている森林づくり基本計画において、伐採などに関する目標を検討するとともに、道総研と連携し、森林による吸収量に加え、伐採木材製品による炭素固定量について、目標値の積算方法を独自に検討し、年度内を目途に森林吸収源対策推進計画を見直す考えであります。</p> <p>○ 渡邊森林計画課長</p> <p>間伐の意義についてであります。カラマツやトドマツなどの人工林を育てていく過程で樹木を抜き切りする間伐は、樹木の間隔が確保され、成長が促されること、間伐材の販売により定期的な収入が得られることに加え、森林内が明るくなり下草などの植生が回復し、土砂の流出が防止されるなど、公益的機能の維持、向上や森林吸収量の確保につながる作業であり、道では、森林所有者などが計画的に間伐を実施するよう、国の事業などを活用し、取組を進めているところであります。</p> <p>○ 渡邊森林計画課長</p> <p>長伐期施業などについてであります。長伐期施業は、カラマツでは60年以上、トドマツでは80年以上など、樹木を植栽し、全てを伐採するまでの標準的な期間を超えて伐採を行う施業でありまして、水源のかん養や土砂の流出防止といった公益的な機能が維持されることや、良質な木材を生産できるという長所がある一方で、伐採し収入が得られるまでに長期間を要することなどが課題となっております。</p> <p>このため、市町村が策定する森林整備計画におきまして、水源のかん養などの機能毎に森林を区分し、間伐の回数や最終の伐採時期などの施業方法が定められており、道といたしましては、今後とも、市町村に対する技術的な助言を行いながら、適切な森林施業を推進する考えであります。</p> <p>○ 加納林業木材課長</p> <p>FIT制度における木質バイオマスについてであります。FIT制度では、バイオマスをエネルギー源として利用が可能な動植物に由来する有機物として規定しており、木質バイオマスについては、林野庁が示すガイドラインにおいて、「間伐材等由来の木質バイオマス」と「建築資材廃棄物」、さらに、製材の端材などの「一般木質バイオマス」の3つに区分されております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>1－（再） 定義について 「間伐材等由来」、「建築廃材」、「端材などの一般」3区分、ということは、山から下ろした木は全部、「間伐材等由来」ということになるのか、皆伐した木材も「間伐材等由来」に含まれるということであれば、理解しがたいが、いかがか。</p> <p>2 流通について 価格の他、体積、運搬という課題がある。 ストーブであれば、集合住宅全体でのペレットストーブの導入や発電システムなど、先進例を普及すべきだが、いかがか。</p> <p>二 水産行政について （一）サケ等の大量死について 1 概要と原因について 大津漁港で捕獲されたサケが死んでいるなど深刻な被害だが、その概要と原因について伺う。</p> <p>2 監視について 赤潮の可能性も指摘されている。2019年9月、道総研は有害赤潮原因プランクトンのカレニア・ミキモトイが北海道に來遊しているということを明らかにし、その監視体制を強化し、漁業被害を低減するとしていた。 監視の状況はどうなっていたか。今回はなぜ防げなかったか伺う。</p>	<p>○ 加納林業木材課長 「間伐材等由来の木質バイオマス」についてでありませんが、林野庁のガイドラインでは、「間伐材等由来の木質バイオマス」は、間伐材に加え、森林法に基づき森林所有者などが作成する森林経営計画の対象森林や、水資源の確保や災害の防止のため国や道が指定した保安林、さらには、国有林の施業実施計画の対象森林などから、皆伐も含めて伐採され、生産された木材と規定されております。</p> <p>○ 岡嶋林務局長 木質バイオマスの利用拡大についてであります。ペレットやチップなど木質バイオマスは、灯油などと比べ、熱量単価が割高となる場合があることや、輸送効率が悪いことなどの課題があることから、製造や輸送コストの更なる低減に努めながら、木質バイオマスの需要の拡大につなげていくことが必要であります。 こうした中、平取町では、今年4月から、木質チップを燃料として、町内の病院や公民館に、給湯や暖房に使用する熱や電気の供給を始めたほか、下川町では、町営住宅や農業用ビニールハウスの給湯、暖房や、木質ペレットに加工するおが粉の乾燥の熱源として利用されているところであります。 道では、こうした地域の先進的な取組を全道に普及するため、ホームページや市町村などを対象としたセミナーなどで広く周知を図るなど、木質バイオマスエネルギーの地産地消を進めてまいります。</p> <p>○ 津久井水産振興課長 秋サケなどのへい死についてであります。漁業協同組合によると、9月30日現在で、大津漁協で約4600尾、釧路市東部漁協で約840尾、白糠漁協で約500尾、昆布森漁協で約380尾、えりも漁協で約1280尾、日高中央漁協で約60尾のサケがへい死し、また、えりも漁協におきまして約10トンのウニが海岸に打ち上げられたほか、厚岸漁協など釧路管内で漁場を調査したところ、本年漁獲を予定しておりましたウニの5割から9割のへい死が確認されており、道総研水産試験場などで要因を調査しているところであります。</p> <p>○ 津久井水産振興課長 監視の状況等についてであります。平成27年に函館湾で発生した赤潮は、道総研水産試験場の調査の結果、プランクトンの一種であるカレニア・ミキモトイより発生したことが判明し、現在は、函館湾で毎月1回、関係市町村や漁協で構成する協議会が海水のモニタリングを実施してきたところであります。本年9月3日に、函館漁港で赤潮の発生が確認されたところであります。 カレニア・ミキモトイは、西日本に多く分布し、道内で同種のプランクトンによる赤潮の発生は、これまで函館湾内に限られており、道東太平洋海域においては、確認されていなかったところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>3 他の地域での被害防止と補償について 道総研の研究も活かし、他の漁港や地域で被害を防ぐとすることはできるのか。どう取り組んでいくのか伺う。</p> <p>【指摘】 取組と補償について御答弁をいただいた。検査と被害軽減の取り組みを早急に強めるように指摘をさせていただく。</p> <p>(二) 漁業生産量の推進について 次に漁業生産量についてであるが、この30年間の世界的な生産量の推移、我が国の生産量と額、本道の量と額について伺う。</p> <p>(三) 本道における生産量減少とその影響について</p> <p>1 サケの回帰率について サケについて稚魚の放流数及び、来遊数の推移を伺う。</p> <p>2 他の主要魚種について 他の主要魚種の生産量の変化について伺う。</p> <p>3 特定魚種の不漁による地域への影響について 特定の魚種が不漁に陥るといことで、地域経済全体が深刻な影響を受ける。このことについて、具体的な事例と認識を伺う。</p>	<p>○ 古村水産局長 今後の取組などについてであります。道では、9月28日に大樹町と釧路市において、試験研究機関、漁業協同組合などに参加をいただき緊急会議を開催し、今後の対応などについて意見交換したところであります。道としては、道総研水産試験場と連携し、へい死要因の究明に加え、被害が発生した海域の海水モニタリングを行い、赤潮の原因となるプランクトンが高密度に検出された場合、漁協などに対し速やかに情報提供を行うなど被害の軽減に努めてまいります。</p> <p>また、被害を受けた漁業者の方々に減収を補てんする漁業共済などの活用を促進するなど漁業経営の安定に取り組んでまいります。</p> <p>○ 山口企画調整担当課長 漁業生産量などの推移についてであります。国連食糧農業機関の統計では、世界全体の漁業生産量は、平成元年は1億609万トンでありましたが、中国におけます養殖の拡大などにより、令和元年には2億1,191万トンと平成元年の200%となっております。</p> <p>国の統計では、日本国内の漁業生産量及び生産額は、平成元年は1,171万トン、2兆5,208億円でありましたが、国際的な漁業規制の強化などから令和元年は414万トン、1兆3,486億円とそれぞれ35%、53%となっております。</p> <p>また、本道の漁業生産量及び生産額は、平成元年は286万トン、3,654億円でありましたが、スケトウダラやコンブ、スルメイカなどの生産減少により、令和元年は114万トン、2,388億円とそれぞれ40%、65%となっております。</p> <p>○ 村木サケマス・内水面担当課長 秋サケの来遊数などについてであります。本道では、秋サケ資源の確保に向けまして、民間増殖団体が人工ふ化放流事業を実施し、昭和55年から毎年約10億尾の稚魚を放流してきたところであります。</p> <p>また、本道への秋サケの来遊数は、平成16年の6千万尾をピークに、27年までは、3千万尾から5千万尾で推移をしてきておりましたが、その後、海洋環境の変化などから減少傾向にあり、29年は、平成以降最低となる1千7百万尾、令和2年は、1千8百万尾となっております。</p> <p>○ 山口企画調整担当課長 主要魚種の生産量の変化についてではホタテガイ、イワシ、スケトウダラの順となっており、ホタテガイは、平成16年の40万トンに対し令和元年は39万2千トンとほぼ同水準、イワシは6万5千トンに対し20万3千トンと約3倍に増加しておりますが、スケトウダラは21万3千トンに対し14万4千トンと約3割減少しております。</p> <p>○ 山口企画調整担当課長 不漁による地域への影響についてであります。本道の主要魚種のうち、生産が大幅に減少しているスルメイカについては、産卵場である東シナ海の海水温の変化などの影響により、平成23年の11万8千トンとピークに、令和元年は1万1千トンと平成以降で最低の生産量となったところであります。</p> <p>スルメイカの不漁は、漁業者の経営不振に直結することは</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 直面する問題について</p> <p>1 新型コロナウイルス感染の影響について</p> <p>不漁とそこから波及する問題について伺ったが、そのほかの直面する問題について、新型コロナウイルス感染拡大は、水産での消費、生産、人手の確保、各方面に影響を与えているものと考えます。どういった状況か伺う。</p> <p>2 燃油高騰の影響について</p> <p>軽油価格は昨年5月は82.7円であったが、今年は、7月に114.5円に高騰している。燃油価格の高騰の水産業への影響について、どう捉えているか。漁業者等からどのような対応を求められ、道はどうか対応しているか伺う。</p> <p>(五) 漁業者の現状について</p> <p>漁業就業者の年齢構成及び漁船漁家の漁労所得について、農家の農業所得、勤労者世帯の収入と比較をして伺う。</p> <p>(六) 福島第一原発の汚染処理水海洋放出について</p> <p>次に、当面する問題ということになります。福島第一原発の影響についてであります。不漁そのものは、様々な原因がありますけれども、福島第一原発の汚染水を海洋に放出した場合の影響がそこに加わることは非常に重大なことになると思います。漁業者から、海洋放出反対の声が上がっているのではありませんか。また、道として、海洋放出の影響についてどう考えていますか、反対すべきではありませんか、伺います。</p> <p>漁協組合長会議の反対決議は非常に厳しい内容であるというふうに受け止めました。</p>	<p>もとより、生産量の多い函館市を中心とする渡島管内などでは、塩辛や珍味など加工品を製造する水産加工業での原料不足や、飲食業、観光業など、関連産業や地域経済にも影響を及ぼしているものと認識しております。</p> <p>○ 山口企画調整担当課長</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。昨年は、外食需要の減少などから、ホタテガイなどを中心に価格が下落し、令和2年の漁業生産額は2030億円と、前年から358億円減少するとともに、操業の調整や休漁を余儀なくされた地域もあり、漁業者や漁協の経営に大きな影響が生じたほか、出入国や国内での移動の制限により、地域によっては、漁業や水産加工業を担う人材の確保が困難な状況が続いております。</p> <p>今年に入り、ホタテガイを始め、水産物の価格は回復傾向にあるものの、5月の緊急事態宣言後、外食需要が再び落ち込むなど、長期化するコロナ禍の影響により、漁業経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。</p> <p>○ 竹内水産経営課長</p> <p>燃油高騰の影響などについてであります。漁業は、経費に占める燃料費の割合が高く、今年に入ってからの燃油価格の高騰は漁業経営に大きな影響を与えていると認識しております。</p> <p>こうした状況を踏まえ、道では、全道漁協組合長会からの要請を受け、国に対し、漁業経営の安定対策に関する制度の拡充や予算の確保などを要望したほか、燃油価格が一定の基準を超えた場合、補填金が交付されます漁業経営セーフティーネット構築事業の活用促進に努めているところであります。</p> <p>○ 竹内水産経営課長</p> <p>漁業者の現状についてであります。国の「漁業センサス」では、平成30年の本道の漁業就業者数は、2万4,378人となっており、39歳以下は6,226人で、全就業者に占める割合は25%、40歳から59歳は9,018人で、37%、60歳以上が9,134人で、38%となっております。</p> <p>また、国の「漁業経営調査」や「農業経営統計調査」等によりますと、平成30年の本道の漁労所得は301万円で、農業所得951万円に対し、32%、勤労者世帯実収入588万円に対し、51%となっております。</p> <p>○ 古村水産局長</p> <p>処理水の海洋放出についてであります。国は、本年4月にALPS処理水を海洋放出する方針を決定いたしました。北海道漁業協同組合長会議では「漁業者・国民の理解が得られていない中での処理水の海洋放出は行わないこと」との反対決議が行われたところでございます。</p> <p>海洋放出に当たっては、安全性の確保を大前提に、風評を発生させない取組を徹底することが最も重要であり、道といたしましては、道産水産物の安定した消費・流通が損なわれることのないよう、国の責任において、機動的な対策が行われることが必要と考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 気候危機対策について 次に、気候危機の関連で、温室効果ガス排出削減に向けて、各分野での取組強化が求められているが、水産業において、2030年、2050年、どうやって排出削減をしていくのか具体的に伺う。</p> <p>(八) 漁業者と水産業の状況を踏まえた支援について もともと所得が低いうえに、不漁であり、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、今後の課題もあり、厳しい条件が重なっているというのが現状だと思う。この漁業者が置かれている状況について、基本的認識を伺うとともに、漁業者等からどのような要望が出され、どう答えるのか伺う。 国民の食と本道経済を支え、北海道における最大の魅力の一つとして、人を引きつけているのが本道水産業である。苦境にある今こそ、行政の役割を果たすべきである。本道の漁業者と水産業をどう支えていくのか、施策と決意について伺う。</p> <p>是非、部長の決意を今後の活かしていただきたいと思うが、最後に、サケなどの斃死について、先ほど取り上げたが、赤潮だという指摘も一部あり、もしそうだとすれば、赤潮など起きたことのない地域のはずであり、水温の上昇と関連があるということであれば、今後、温暖化が進むということを考えれば今回で収まるとは限らないと思う。 今後も危険はあるという構えで検査体制を強めるとともに、補償の充実についても、なお必要だということをお願いして、質問を終わる。</p>	<p>○ 山口企画調整担当課長 二酸化炭素の排出削減などについてであります。国立環境研究所が取りまとめた報告書によると、令和元年度の漁業生産活動に伴う国内の二酸化炭素の排出量は400万7千二酸化炭素トンとなっております。 国では、2050年に向け、農林水産業における二酸化炭素のゼロエミッション化を目指し、水産分野では、漁船の電化や水素化などの技術開発を進め、2040年までの確立を目指すこととしております。 道としては、国の事業などを活用し、消費燃料が少なく、波の抵抗を受けにくい漁船や省エネ機器の導入に取り組んでいるところであり、今後とも、環境への負荷を低減させる施設整備を促進するなど、二酸化炭素の排出削減に取り組んでまいります。</p> <p>○ 佐藤水産林務部長 本道水産業の振興についてであります。本道では、秋サケやサンマなど主要魚種の生産量が、大きく減少している中、昨年からのコロナ禍によりまして、水産物の消費や価格が落ち込み、漁業経営に大きな影響が生じているところであり、漁業共済などの収入安定対策の拡充強化や漁業者などへの金融支援、栽培漁業等の推進による資源増大対策に加えまして、魚価や消費回復に向けた支援などが全道の漁協組合長会から要請されたところでもあります。 道としては、漁業経営の安定対策に関する制度の拡充などを国に求めるほか、本道に相応しい魚類養殖の推進など、安定的な生産が期待される栽培漁業を一層推進するとともに安全で安心な道産水産物の国内外での販促活動を展開するなど、本道水産業の振興に取り組んでまいります。</p>